

## 「子ども・子育て未来プラン」（平成27年3月策定）について

### 1 計画策定の背景と趣旨

現在、わが国では出生率の低下に伴い、少子化が急速に進んでいます。平成24年1月に発表された「日本の将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）」によれば、2060年には、0～14歳の年少人口が、現在の半分以下の800万人を割るものと推計しています。

子どもは、社会の希望であり、未来を創り、担う存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

本市では、平成17年3月に「那須塩原市次世代育成支援対策行動計画」（前期計画）、平成22年3月に「那須塩原市次世代育成支援対策行動計画」（後期計画）を策定し、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備に取り組んできました。

しかしながら、子どもや子育てをめぐる環境は依然として厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。また、多くの待機児童（入園待ち児童）が生じていることや、児童虐待、特別な支援を必要とする子どもの増加等が問題となっています。

このような現状や課題に対応し、安心して子どもを産み、育てたいという希望がかなう社会にしていくためにも、国や地域を挙げて、子どもや子育て家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められ、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」などの子ども・子育て関連3法が成立しました。

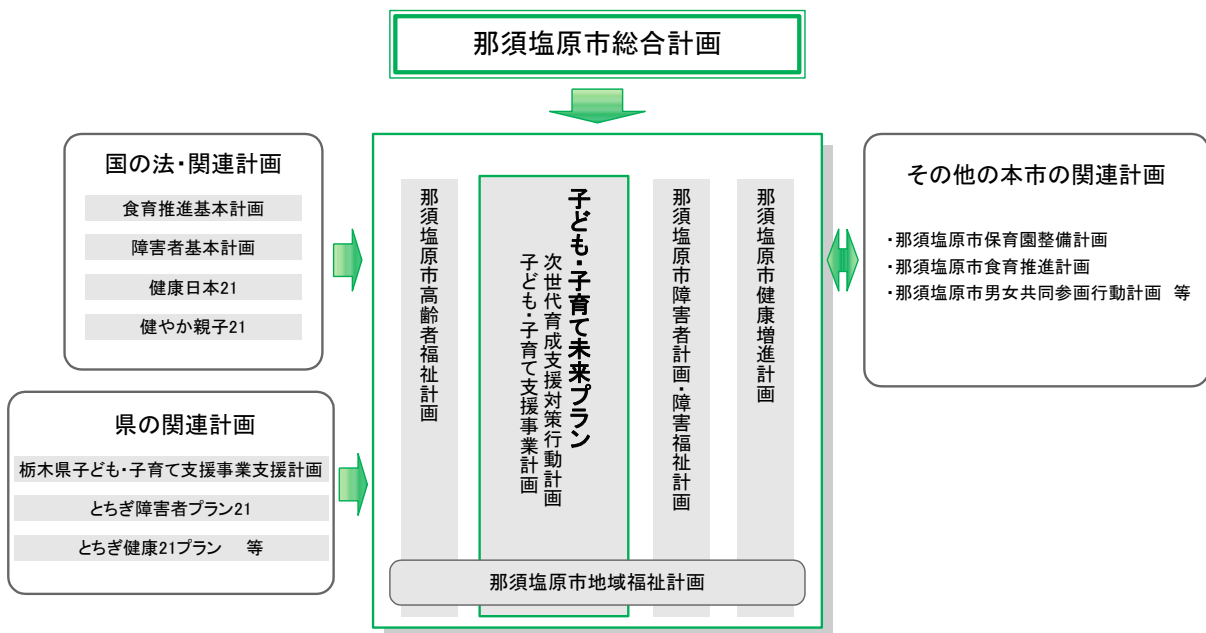
子ども・子育て関連3法に基づく、新たな子育て支援の仕組みである「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本として、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、地域の子ども・子育て支援の充実等を目指しています。

また、「子ども・子育て支援法」では、市町村は「子ども・子育て支援事業計画」を策定することになっています。さらに、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため、職場・地域における子育てしやすい環境の整備に向け、「次世代育成支援対策推進法」の有効期限が平成37年3月31日まで延長されることとなりました。

これらを踏まえ、本市では、すべての子どもや子育て家庭への支援を総合的に推進し、新たな課題や住民ニーズに的確に responding していくために「那須塩原市子ども・子育て未来プラン」を策定します。

## 2 計画の位置づけ

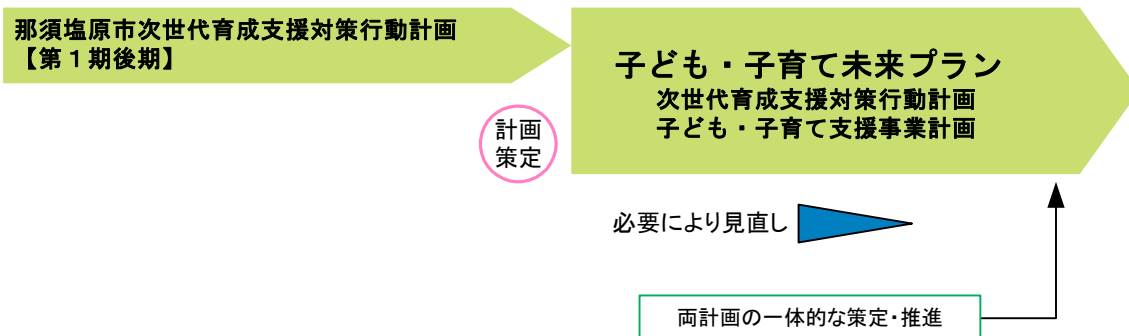
- ・本計画は、「次世代育成支援対策推進法」による市町村行動計画と、「子ども・子育て支援法」による子ども・子育て支援事業計画の両計画を一体的に策定するものとします。
- ・本計画は、本市のまちづくりの最上位計画である「那須塩原市総合計画」に基づく部門別計画として、平成17年度から平成26年度までの那須塩原市次世代育成支援行動計画に位置づけた施策や事業の課題や評価を反映し、引き継ぐとともに、その他の法律の規定により、子ども・子育て支援事業に関する事項を定める関連計画等との調和が保たれたものとしてします。



## 3 計画の期間

計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5か年とします。

22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------



## 4 計画の基本理念

親と子が育ちあい 健やかにふれあえるまち なすしおばら

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。すべての子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、社会全体で取り組むべき最重要課題のひとつです。

本市では、「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識の下に、地域及び社会全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、保護者が子育てに喜びや生きがいを感じることができ、すべての子どもが大事にされ、健やかに成長できるようなまちを目指し、那須塩原市次世代育成支援対策行動計画から引き継ぎ、「親と子が育ちあい 健やかにふれあえるまち なすしおばら」を基本理念とします。

## 5 基本的な視点

本計画は、それぞれの立場から、子どもの健やかな育ちと子育て環境の整備を考慮して、次の4つの基本的視点に基づき、総合的な施策の展開を図ります。

### I すべての子どもの人権を尊重する

子どもが権利の主体であり、その属性によって差別されないこと、その成長のために最善の利益を尊重されることをうたった「児童の権利に関する条約」、「那須塩原市子どもの権利条例」を遵守し、子どもの思いや願いに常に思いを馳せること、児童虐待などの権利侵害は未然に防ぐことなど、子どもの命の喜びを実感しながら成長していけるよう、子どもの人権を尊重する視点を重視して支援を行います。

### II すべての子どもと子育て家庭への支援

子ども・子育て支援は、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象とするものです。

年齢や心身の状態、個々の家庭の置かれた状況、社会状況等の変化等によって、必要とする支援の内容が異なります。

支援を受ける子どもや子育て家庭の視点に立った施策の展開により、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指すとともに、すべての子育て家庭を対象に「親育ち」の過程への支援を図ります。

### Ⅲ 子育てにやさしい社会づくり

家庭を築き、子どもを産み育てるといふ人々の希望がかなえられるとともに、すべての子どもが大事にされ、健やかに成長できる社会の実現を目指し、家庭、学校、企業、行政等の社会全体の協働により支援できる体制を整えていけるよう取り組みます。

また、子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する人材も存在し、加えて豊かな自然環境や地域に受け継がれる伝統文化等もあることから、こうした様々な「地域の力」の効果的な活用を図ります。

### Ⅳ 妊娠・出産・育児の切れ目ない支援

妊娠から出産、誕生を経て、乳幼児期、学童期、少年期、青年期の各場面で、子育て家庭が孤立することなく、安心して喜びや生きがいを感じながら子育てができるよう、切れ目なく支援していく必要があります。

地域や社会全体が、それぞれの役割を再認識し、相互に連携し協力し合いながら、地域の実情に応じた支援の展開を図ります。

## 6 計画の基本方針

本計画は、基本理念と基本的視点を念頭に置きつつ、下記の7つの基本方針に基づいて施策を推進します。

### 基本方針1 子育てを地域で支える意識づくり

近年、核家族化の伸展や地域のつながりの希薄化などにより、日々の子育てについて地域からの支援や協力を得ることが困難な状況となっています。

地域社会は、子どもが成長する過程で家庭と並ぶ重要な生活基盤です。本市では地域における様々な子育てサービスの充実を図るとともに、地域で支える子育て支援を推進します。

### 基本方針2 援護が必要な子ども・子育て家庭への支援

養育支援を必要とする家庭を早期に発見し、地域の子育て支援を活用して虐待を予防するほか、虐待の早期発見、早期対応に努めるために、関係機関や団体等の連携強化に向けた取組を推進します。

また、特別に支援が必要な子どもや、貧困などの社会的な支援が必要な子どもや子育て家庭に対する継続的・総合的な支援体制の整備を図り、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指します。

### 基本方針3 母子保健事業の充実

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、切れ目のない母子保健対策の向上を図っていきます。

さらには子どもたちの心身の健全育成を図るため、食育の推進や学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実に努めます。

### 基本方針4 仕事と家庭生活の両立の支援

仕事と家庭生活の両立ができるように、企業への啓発や相談支援等を行っていきます。

また、男性の子育て参加を促し、家族全体が協力して子育てを楽しめる環境づくりを目指します。

### 基本方針5 教育環境の整備

調和のとれた人格形成を目指すため、家庭、学校、地域が連携を図り、子どもの能力や可能性を伸ばす教育を目指します。

また、子どもの個性を尊重し、将来に夢と希望を持って、健やかに育っていけるように遊びや教育環境の充実に努めます。

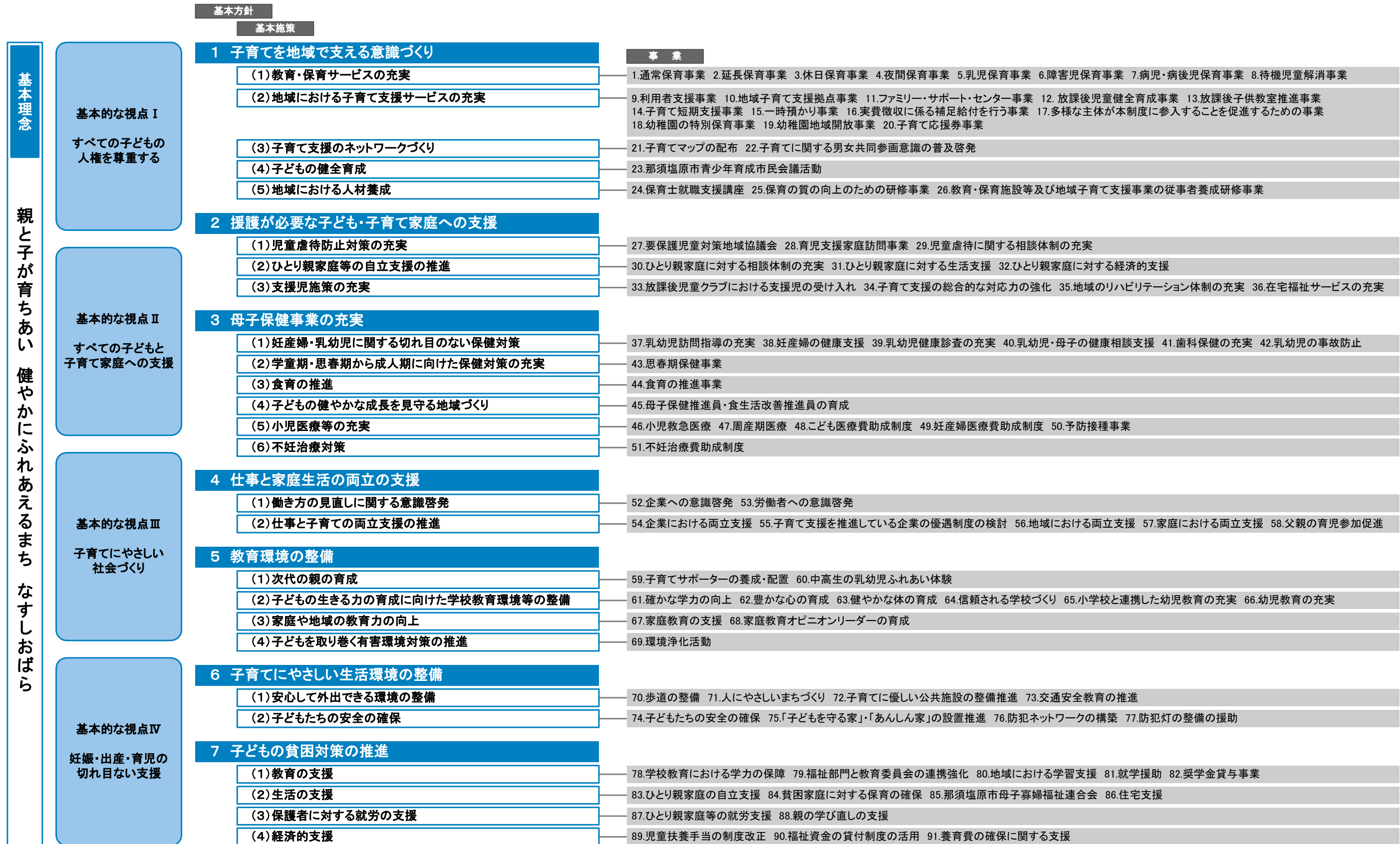
### 基本方針6 子育てにやさしい生活環境の整備

近年、子どもが被害者となる悲惨な事故、事件が増加しています。子どもや親が安心して安全に暮らすことができるように、関係機関や団体等と連携を図り、まち全体の取り組みとして、市内のバリアフリーや子どもの安全の確保を目指します。

### 基本方針7 子どもの貧困対策の推進

近年、子どもの貧困の状況がより厳しく、子どもの生活や成長に様々な影響を及ぼしています。子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境の整備と教育を受ける機会の均等を図ります。

7 計画の体系



## 8 子ども・子育て支援事業

### (1) 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

#### ◆認定の種類

##### 1号認定（満3歳以上・教育標準時間認定）

- ・対象：満3歳以上で、教育のみを希望する子ども
- ・利用できる施設：幼稚園、認定こども園

##### 2号認定（満3歳以上・保育認定）

- ・対象：満3歳以上で、保育の必要性がある子ども
- ・利用できる施設：保育園、認定こども園

##### 3号認定（満3歳未満・保育認定）

- ・対象：満3歳未満で、保育の必要性がある子ども
- ・利用できる施設：保育園、認定こども園、地域型保育

#### ① 幼稚園・認定こども園（1号及び2号認定）

	H27年度		H31年度
量の見込み	1,812	→	1,696
確保方策	1,965		1,965
差引	153		269

#### ② 保育園など（2号認定）

	H27年度		H31年度
量の見込み	1,227	→	1,148
確保方策	1,203		1,224
差引	▲24		76

#### ③ 保育園など（3号認定）

	H27年度		H31年度
量の見込み	1,316	→	1,241
確保方策	1,111		1,308
差引	▲205		67



(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
<b>①利用者支援事業</b>						
量の見込み (か所)		2	2	2	2	2
確保方策 (か所)		2	2	2	2	2
<b>②地域子育て支援拠点事業</b>						
量の見込み (人回)		40,620	40,020	39,204	38,496	37,848
確保方策	(人回)	40,620	40,020	39,204	38,496	37,848
	(か所)	31	31	31	31	31
<b>③妊婦健康診査</b>						
量の見込み (人)		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
確保方策		実施場所：国内の病院、診療所、助産所（うち市内実施場所 5施設） 検査項目：①体重、血圧、尿、超音波等（毎回）②貧血、血糖、感染症等（適時） 実施時期：通年実施				
<b>④乳児家庭全戸訪問事業</b>						
量の見込み (人)		965	945	929	913	897
確保方策		実施体制：77人				
<b>⑤養育支援訪問事業</b>						
量の見込み (人)		650	650	650	650	650
確保方策		実施体制 20人				
<b>⑥子育て短期支援事業</b>						
量の見込み (人日)		35	35	35	35	35
確保方策		35	35	35	35	35
<b>⑦ファミリー・サポート・センター</b>						
量の見込み (人日)		2,000	2,500	3,000	3,500	4,000
確保方策 (人日)		2,000	2,500	3,000	3,500	4,000
<b>⑧-1一時預かり事業（幼稚園型）</b>						
量の見込み (人日)	1号及び2号による利用	55,397	55,087	53,506	52,607	51,801
確保方策 (人日)		55,397	55,087	53,506	52,607	51,801
<b>⑧-2一時預かり事業（その他）</b>						
量の見込み (人日)		2,693	2,983	3,268	3,556	3,847
確保方策 (人日)		3,098	3,498	3,893	4,291	4,692
<b>⑨延長保育事業</b>						
量の見込み (人)		303	300	293	287	283
確保方策	(人)	303	300	293	287	283
	(か所)	18	19	19	19	19
<b>⑩病児・病後児保育事業</b>						
量の見込み (人日)		920	910	890	870	860
確保方策 (人日)		920	910	890	870	860
<b>⑪放課後児童健全育成事業</b>						
量の見込み (人)	低学年	944	944	942	930	934
	高学年	513	494	467	469	467
	小計	1,457	1,438	1,409	1,399	1,401
確保方策 (人日)		1,420	1,450	1,450	1,450	1,450

※「⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業」「⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」については、必要に応じ事業の実施を検討します。



## 9 計画の点検・評価などの進捗管理

那須塩原市子ども・子育て会議において、各年度、計画に基づく施策の実施状況について、点検・評価を行います。また、結果についてホームページや広報紙などにより市民へ周知し、計画の推進や見直しに反映させていきます。